

大田区立学校における新しい時代の学びに対応した学校施設活用の在り方検討 及び小中一貫教育校導入検討支援業務委託事業者選定プロポーザル実施要領

本要領は、大田区立学校における新しい時代の学びに対応した学校施設活用の在り方検討及び小中一貫教育校導入検討支援業務委託の契約受注者をプロポーザル方式で選定するに当たり、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

- (1) 文部科学省では、1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実等に向け、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」を公表している。大田区（以下、「区」という。）においても、子どもたち一人ひとりの未来を主体的に生き抜いていくための資質・能力を育て、ICT化の進展、教育課題の多様化・複雑化など社会環境の変化に対応した区における将来的な学校教育の在り方を検討する必要がある。しかし、区立学校においては敷地面積の狭さや空き教室が少ないことなどから、文部科学省の示す新しい時代の学びに対応した施設環境の整備が困難な現状がある。そこで、他自治体のうち都市部の過密地域において実践されている新しい時代の学びに対応した先進的な学校施設活用の事例の情報収集などを基に、区における新しい時代の学びに対応した学校施設活用の在り方についての提案等を行うことを目的とする。
- (2) 「おおた教育ビジョン」（第4期大田区教育振興基本計画）では、小学校から中学校への円滑な接続を行う小中一貫の視点から、義務教育学校の設置を検討することとしている。区ではこれまで、義務教育学校や小中一貫型小学校・中学校などの小中一貫教育校の導入実績がないことから、区における小中一貫教育校設置に向けた課題を整理するとともに、学校施設の更新時期を迎えている区立出雲中学校区域における事例検討を行い小中一貫教育校の導入の利点に関する具体的な検討を支援することにより、地域の特性を活かした特色ある教育環境の整備を推進することを目的とする。

2 業務内容

仕様書（案）のとおり

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

4 業務委託料限度額

41,316,000円（消費税を含む。）

5 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格は、書類提出期限である令和8年6月16日（火）から契約締結までの期間において、以下の要件をすべて満たすものとする。共同企業体（以下「JV」という。）で参加する場合は、JVの構成員すべては以下の要件のうち（9）を除く要件を満たすものとする。なお、参加者が契約締結までの間に資格要件を失ったときは、その時

点で失格とする場合がある。その場合、当該参加者に対して書面により通知する。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの区における競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと、及び同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) 国税または地方税を滞納していないこと。
- (6) 経営不振の状態（民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続を行ったとき等）にないこと。
- (7) 本社または事業所が東京都、神奈川県、埼玉県、または千葉県にあること。
- (8) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (9) 自社社員で 3 か月以上の雇用がある管理技術者（一級建築士）を配置できること。

6 スケジュール

内 容	日 時（予定）
実施要領等の公表（大田区 HP 掲載）	令和 8 年 5 月 15 日（金）
質問の受付期限	令和 8 年 5 月 28 日（木）午後 5 時
質問に対する回答	令和 8 年 6 月 9 日（火）
参加申込書類の提出締切り	令和 8 年 6 月 16 日（火）午後 3 時
第一次審査（書類審査）結果通知（発送）	令和 8 年 7 月 3 日（金）
第二次審査（プレゼンテーション）	令和 8 年 7 月 16 日（木）
第二次審査（プレゼンテーション）結果通知（発送）	令和 8 年 7 月 21 日（火）

※スケジュールは予定のため、変更となる場合がある。

7 質問及び回答

- (1) 本プロポーザル及び本要領を含む資料に関して疑義がある場合は、区への質問書（様式 10）を作成の上、電子メールで提出すること。電話等による質問は受け付けない。
- (2) 質問の受付締切りは令和 8 年 5 月 28 日（木）午後 5 時まで（必着）とする。
- (3) 質問書に対する回答は、一覧化し、令和 8 年 6 月 9 日（火）に区ホームページで回答する。なお、質問者の名称は公表しないものとする。
- (4) 質問書 1 枚につき質問は 3 つまでとし、質問が 4 つ以上ある場合は質問書を複数枚作成すること。
- (5) 質問書には、質問の生じた箇所を明記（記入例「実施要領 5（1）」、「仕様書（案） 5（3）」、「様式 3」等）すること。ただし、箇所が特定できない場合は空欄での提出も可とする。
- (6) 質問内容は具体的かつ容易に理解できるような表現に努めること。

8 応募方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、「提出書類作成要領」を参照の上、参加申込書類を作成し、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和8年6月16日（火）午後3時

(2) 提出方法

事前に本要領13の担当部署へ連絡しアポイントを取った上で、土、日、祝日を除く平日の午前9時から午後4時までの間に直接持参すること。ただし、最終日は午後3時までで持参すること。

9 プロポーザル参加辞退

プロポーザルの参加申込書を提出した者が、プロポーザルへの参加を辞退する場合は次のとおり書類を提出すること。なお、参加を辞退しても以降における不利益の扱いはないものとする。

(1) 提出書類

【様式11】参加辞退届 1部

(2) 提出先

大田区教育委員会事務局 教育総務部 教育総務課 経営計画担当

10 審査方法

(1) 本プロポーザルの審査は、「大田区立学校における新しい時代の学びに対応した学校施設活用の在り方検討及び小中一貫教育校導入検討支援業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において実施する。

(2) 第一次審査（書類審査）

参加資格を有する事業者の提案書類を審査し、基準を満たした事業者（3者以内）を選定する。

審査結果は、参加資格を有する全事業者に対して文書で通知する。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション）

第一次審査（書類審査）を通過した事業者について、第二次審査（プレゼンテーション）を行う。

ア 集合日時

令和8年7月16日（木）指定時間

イ 集合場所

大田区指定場所

ウ 出席者

4名以内とする。

エ その他

(ア) 提案時間は、おおむね45分程度（質疑応答時間含む。）とする。

(イ) ヒアリングの際に追加資料の提出は認めない。

(ウ) 指定日時・会場の詳細については、別途第二次審査（プレゼンテーション）対

象者に電子メールで通知する。

オ 第二次審査（プレゼンテーション）の結果通知

審査結果については、第二次審査（プレゼンテーション）対象者に文書で通知する。

(4) 判定

第一次審査（書類審査）及び第二次審査（プレゼンテーション）の結果を踏まえ、本業務の受託候補事業者として最も適すると認められる参加者を優先交渉権者とし、総合評価点順に次点の事業者を選定する。

選定結果は、区ホームページで公表する。なお、審査結果内容について、公表した内容以外の質問は一切受け付けない。

(5) 審査項目と評価の着眼点については、次のとおりとする。

番号	審査項目	評価の着眼点
1	企業評価	同種業務の実績等
2	担当者評価	業務担当者等の経歴、業務の参考となる業務の実績内容、業務内容の理解度
3	提案内容	① 業務の取組方針・業務体制 ② 提案内容の適格性・実現性 ③ 工程表の妥当性
4	見積提案価格	適正な見積提案価格の算出

11 契約

審査を経て選定された優先交渉権者は、区と仕様の協議を行い、契約担当課へ契約相手先として推薦されるものとする。なお、優先交渉権者が何らかの理由により契約を行えなかった場合、次点の事業者を優先交渉権者とする。

12 その他

(1) 提出書類が次の条件の一つに該当したときは、選定委員会において失格とする場合がある。

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。

イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

カ 虚偽の内容が記載されているもの。

キ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。

(2) 受注資格の喪失

本件業務を受託した事業者等（協力を受ける他の事業者等を含む。）が製造業及び建設業と資本、人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を受注することができない。

(3) 本プロポーザルに係る一切の経費は、参加申込者の負担とする。

(4) 提出期限経過後における提出書類の差替及び再提出は認めない。

また、提出書類に記載した業務担当者は、病気等による長期の休職、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。

(5) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することができる。

(6) 提出された応募書類は理由の如何を問わず返却しない。区の責任において保管・処分する。なお、提出された応募書類は、当委託候補者選定以外に無断で使用しない。

(7) 電子メール等の通信の事故については、区の責に帰さない事由による場合、区はいかなる責任も負わない。

(8) 応募者の提出する書類の著作権は作成した応募者に帰属する。応募書類は、大田区情報公開条例に基づき、区に対する情報公開の対象文書となる。この場合、無償で提出書類の全部又は一部を使用できるものとする。ただし、公開することで個人が識別されたり、法人などの正当な利益を害する恐れがあると区が判断する場合は公開しない。

(9) 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた一切の責任は提案者が負うものとする。

(10) 選定した提案概要については、必要に応じ公表する場合があるものとする。

(11) 本資料及びプロポーザルにおいて入手した区の情報等をプロポーザルの目的以外に使用してはならない。また、第三者に漏らしてはならない。

(12) 応募者は参加申込書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(13) 学校施設への問合せ（児童・生徒・教職員や周辺への聞き取り調査を含む）及び無断の現地見学は、一切禁止とする。

(14) 今回の業務委託を遂行するに当たり、委託業務遂行における事故防止対策や個人情報の保護に対する安全管理を適切に行うこと。

(15) この要領に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が別に定める。

13 担当部署（問合せ先・書類提出先）

大田区教育委員会事務局 教育総務部 教育総務課 経営計画担当

〒144-8623 東京都大田区蒲田 5-37-1 ニッセイアロマスクエア 5階

電話：03-5744-1423 FAX：03-5744-1535

電子メールアドレス：kyoiku-sentei@city.ota.tokyo.jp

なお、メール送信の際は件名の冒頭に【学校施設活用及び小中一貫教育校プロポーザル】を付け、送信後は必ず上記担当へメール受信確認の電話連絡をすること。